

令和5年度 千代田区食品衛生監視指導計画の実施結果の概要

I 食品衛生上、危険度の高い業種や施設について、監視回数の目標を設定して、重点的に監視・指導をおこないました。

1 立ち入り回数

千代田保健所が令和5年度に行った、対象施設への立ち入り総回数は4,875回でした。立ち入り検査目標回数は7,000回でしたので、計画達成率69.6%で、目標に達しませんでした。

理由は、以下の通りです。

令和3年度に食品衛生法が改正され、「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されました。この制度化に伴い、食品等事業者の自主的な衛生管理により一定水準以上の衛生管理と判断された施設が増え、監視頻度を見直したため監視数が減少しました。

立ち入り検査した主な内容は、以下の通りです。

ア) 最重点監視対象(年間4回以上監視を行う施設)

千代田区内では、食中毒の原因施設と断定した8施設に対し、再発防止を目的として延べ80回の監視をしました。監視回数の目標(32回)に達しました。(達成率250%)

イ) 重点監視対象A(年間2回以上監視を行う施設)

重点監視対象A(対象施設数239軒)に該当する施設について、延べ107回を監視しました。監視回数の目標(478回)に達しませんでした。(達成率22.4%)

内訳は次の通りです。

大規模宴会施設を有する飲食店(対象施設数222軒)について、延べ91回の監視をしました。

食品の販売量の多い大規模小売店(対象施設数17軒)に対して、延べ16回の監視をしました。

ウ) 重点監視対象B(年間1回以上監視を行う施設)

重点監視対象B(対象施設数3,014軒)に該当する施設について、延べ1,338回の監視をしました。監視回数の目標(3,014回)に達しませんでした。(達成率44.4%)

内訳は次の通りです。

製造業等(対象施設数1,136軒)に対して、延べ243回の監視をしました。

*千代田区内にある食品衛生法による製造業

菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉製品製造業、水産製品製造業(魚肉ねり製品製造業)、冷凍食品製造業(食品の冷凍または冷蔵業)、清涼飲料水製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業(みそ製造業) 酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、添加物製造業等

食中毒の原因となりやすい食品を提供していた飲食店、ふぐ認証施設、生食用魚介類・生食肉提供施設(対象施設数1,569軒)に対して、延べ896回の監視をしました。

東京駅構内および地下街、有楽町の高速道路下飲食街にある施設(対象施設数213件)に対し

て、延べ103回の監視をしました。

学校、保育園、高齢者福祉施設等の給食施設は96施設あり、延べ99回立ち入り検査を実施しました。

エ) 弁当などの路上販売への監視

路上販売状況を把握するために、路上弁当販売監視員による監視を年85日実施し、延べ2,170回監視しました。

オ) 一斉監視

一斉監視は、学校・社会福祉施設の給食、大規模飲食街に対する監視、夏季および歳末に東京都や他の特別区と協力して実施する一斉監視と、千代田区内で行われたイベントの監視指導があります。

一斉検査は延べ232件（令和4年度300件）行いました。

学校及び社会福祉施設等の一斉監視は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、区立学校、保育施設のみ実施しました。

2 表示監視品目数

食品表示について、計1,273品目（うち輸入食品130品目）の食品・添加物について、食品表示法上適正な表示がなされているか、監視しました。

その結果、243品目（違反率19.1%）について、表示内容が法違反またはその疑いがあることを確認したため、営業者に対して是正指導を行い、必要に応じて関係自治体へ、指導依頼の通報を行いました。

II 食品の安全性に関する情報の、積極的な提供に努めました。また保健所と区民の皆さま、および食品にかかわる仕事をしている皆さまとの間で、食品の安全性についての意見交換を行い、食品衛生に関する事業に反映しました。

1 講習会の実施

令和5年度実績 合計 34回（令和4年度 14回）

人数 1,007名（同 219名）

そのうち、区民および在勤・在学者を対象とした講習会を4回開催し、60名の受講がありました。

2 街頭活動、印刷物による情報の提供

食品衛生に関する情報提供及び、区民の皆様に緊急にお知らせする情報等について、区ホームページ、広報千代田への掲載、区施設の窓口で資料配布しました。

また、食品衛生カレンダーを5,000部作成し、食品事業者だけでなく、学校・社会福祉施設に送付して、各ご家庭に届けました。

令和5年10月には馬頭キャンペーンにて、食品衛生に関する啓発物品2,000部を配布しました。

3 情報・意見の交換

食品衛生に関して、区民・営業者・行政の相互間で、情報・意見の交換を行いました。

令和5年5月31日	千代田区食品衛生推進会議
令和5年7月13日 ～7月19日	第1回食品衛生推進員講習会
令和5年11月15日 ～11月24日	第2回食品衛生推進員講習会
令和5年12月	令和6年度千代田区食品衛生監視指導計画（素案）に関する意見募集

Ⅲ 食品衛生法の違反者に対して、関係する自治体と連携して速やかに調査し、必要な場合は、厳正に処分を行いました。処分を行った場合は処分内容を、千代田区ホームページなどで公表しました。

1 食中毒・食中毒を疑う苦情や感染症などの調査

令和5年度、発症者や、発症者を診察した医療機関からの届出に基づき、41施設・関係者1,306名などの調査を迅速に行い、原因究明に努めるとともに、被害の拡大を防止しました。

これらの原因調査にあたり、

検 体 数

・微生物検査（食品、発症者・従業員などのふん便の細菌・ウイルス検査）	合計	964 検体
・化学検査	合計	2 検体
・寄生虫検査	合計	9 検体

を、東京都健康安全研究センターで行いました。

その結果、食中毒事件を発生させた8施設の飲食店営業者に対して、区長名で営業等停止命令の不利処分を行いました。

2 食中毒事件を除く、食品衛生法違反食品などの調査

食中毒事件を除く、食品衛生法の違反もしくは違反の疑いがある食品や営業者に対して、合計52回（うち輸入食品35回）の調査・指導を行いました。

また、令和6年3月には、紅麴を含む健康食品の取扱いについて、流通調査、関連調査及び区ホームページでの注意喚起を実施しました。

令和5年度は、食品衛生法の違反として区が販売禁止命令などの処分を行った事例はありませんでした。

3 苦情調査

令和5年度に受け付けた苦情は、計299件ありました。施設や事業者に対して食品の取扱い状況等を調査し、適切な処置と解決に努めました。関係事業者が区外の場合には、当該製造所または輸入者を所管する自治体へ調査を依頼しました。

問い合わせ先 千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階 生活衛生課 食品衛生係
電話 03-5211-8168、8169（直通）FAX 03-5211-8193